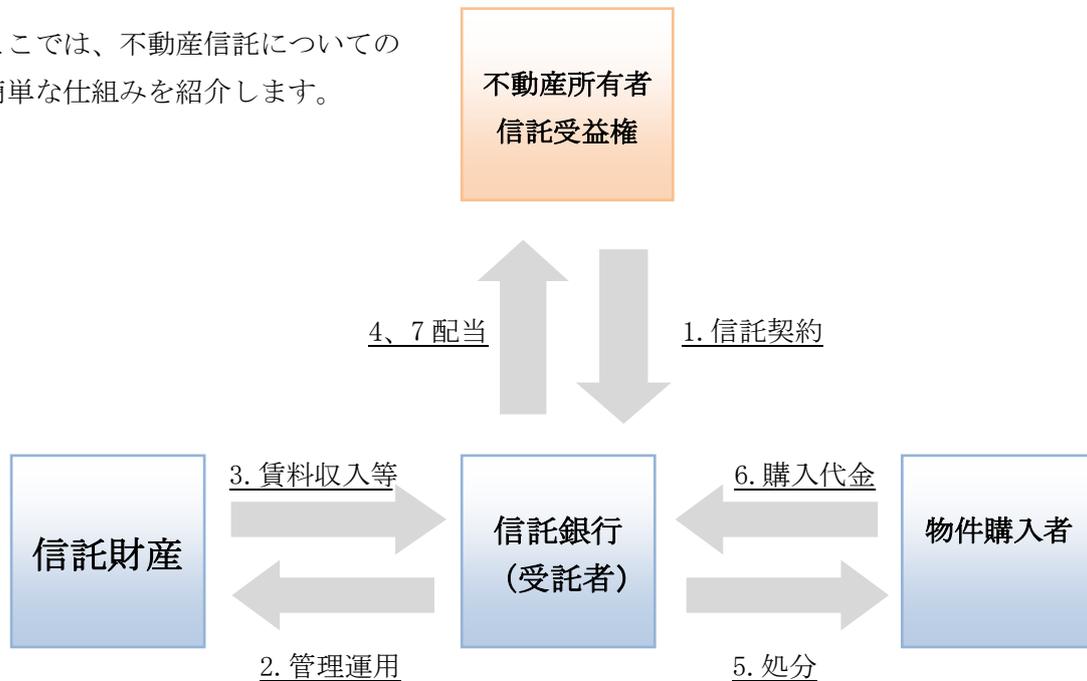




信託の仕組み

ここでは、不動産信託についての簡単な仕組みを紹介します。



1. 信託契約

不動産所有者（以下、委託者）が信託銀行（以下、受託者）に不動産を信託する。

2. 管理運用

受託者は信託の目的に沿って、信託財産の管理・運用を行う

3. 賃料収入等

受託者は、信託財産により発生した収益を受け取る。

4. 信託利益の交付

受託者は、信託財産により生じた収益から、信託報酬や公租公課を差し引いた差額を受益者に分配する。

5. 信託財産の処分

信託終了後、信託契約に明示された信託の目的に沿って処分等を行う。